



# 新婚生活を応援します



五泉市では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住宅取得や賃借、リフォーム、引越費用を補助します。

## ◇対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- 1 令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 2 夫婦ともに五泉市に住所を有し、かつ2年以上定住意思のある世帯
- 3 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 4 夫婦の所得を合わせて500万円未満
- 5 夫婦ともに市税等を滞納していない
- 6 夫婦双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金を受けたことがない
- 7 夫婦双方が、五泉市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない
- 8 次の講座等のいずれか一つを実施すること。（詳細は別紙をご覧ください）
  - ・ライフデザイン支援講座
  - ・プレコンセプションケアに関する講座
  - ・医療機関等への妊娠・出産に関する相談
  - ・共家事・子育て講座

◇対象経費 婚姻後、令和8年4月1日から令和9年2月28日の間に支払った以下の経費が対象です。

### ◇住宅の購入費用◇

新居の購入費、建築費  
※土地購入費、住宅ローン手数料及び利息は除く。

### ◇住宅のリフォーム費用

◇住宅を改修するために要した費用  
※倉庫、車庫に係る工事費用は除く  
※門、フェンス等の外構に係る工事費用は除く

### ◇賃借費用◇

賃貸住宅の家賃（最長3カ月）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

### ◇新居への引越費用◇

引越業者や運送業者に支払った引越費用  
※自ら運送する等によるレンタカー代等は除く

## ◇補助金額

・夫婦共に29歳以下の世帯…**上限額 60 万円** ・左記以外の世帯…**上限額 30 万円**

## ◇申請受付期間

令和9年3月1日まで （受付時間 8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日除く）

## ◇必要書類

No.	必要書類	備考	提出区分
1	五泉市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）		全員
2	同意書兼誓約書（様式第3号）		全員
3	婚姻届受理証明書又は戸籍謄本		全員
4	住民票	夫婦双方の住所が記載されたもの	全員
5	夫婦の所得証明書	市町村が発行する令和7年分の所得状況を証明するもの	全員
6	夫婦の市町村税の納税証明書	市町村が発行する納税状況を証明するもの	全員
7	講座等に関する書類	講座の受講等が確認できるもの（受講証明書、領収書・明細書、感想文等）	全員
8	住宅の売買契約書及び領収書等の写し	契約日、金額、買主・売主双方の捺印を確認できるもの	住宅取得
9	住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し		新築・リフォーム
10	ローン契約書等の写し及びローン払いの内訳が確認できる返済予定表等の写し	ローン契約により住宅を購入、新築又はリフォームした場合	住宅取得・新築・リフォーム
11	住宅の賃貸借契約の写し	契約日、金額、借主・貸主双方の捺印を確認できるもの	賃借
12	賃借に要した費用に係る領収書等の写し（最長3か月）	家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料の総額と内訳が確認できるもの	賃借
13	住宅手当支給証明書（様式第2号）	夫婦のうち、職に就いている方は提出が必要	賃借
14	引越費用に係る領収書等の写し	引越業者や運送業者に支払った引越費用が確認できるもの	引越
15	貸与型奨学金返済証明書の写し	貸与型奨学金の返済が確認できるもの	該当する方

※ 申請を検討される場合は**事前**にご相談ください。

※ 「講座等に関する書類」については、別紙をご覧ください。

## ◇お問い合わせ・申請受付

五泉市役所 こども家庭課 子育て企画係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

TEL：0250-43-3911